

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 収集運搬業の許可申請の手引

(令和6年3月改訂)



三 重 県

目 次

許可申請等にあたっての留意事項	1
許可申請の種類と様式及び添付書類	4
許可申請用チェックシート	8
記載例（新規・更新） 産業廃棄物収集運搬業許可申請書（第1～3面）	9
様式1-1 事業計画の概要を記載した書類	12
様式1-2 運搬施設の概要	15
様式1-3 収集運搬業務の具体的な計画	17
様式1-4 環境保全措置の概要	18
その他留意事項	19
更新申請における留意事項	20
記載例（変更） 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（第1～3面）	22
様式1-1 事業計画の概要を記載した書類	25
様式1-2 運搬施設の概要	26
様式1-3 収集運搬業務の具体的な計画	28
様式1-4 環境保全措置の概要	29
記載例	
重複書類の添付省略の申立書	30
様式2 運搬車両の写真	31
様式3 運搬容器等の写真	32
様式4 誓約書	33
様式5 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した 書類	34
様式6 資産に関する調書	35

（参考１）	経理的基礎の審査に係る書類について	36
書式１	収支・資金計画書（法人用）	38
書式２	収支・資金計画書（個人用）	39
書式３	売上高内訳書	40
（参考２）	優良産業廃棄物処理業者認定制度について	42
（参考３）	ＰＣＢ廃棄物の収集運搬に係る許可申請添付書類について	44
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届について		45
記載例	産業廃棄物処理業変更届出書	47
記載例	特別管理産業廃棄物処理業変更届出書	48
様式７	役員・株主等新旧対照表	49
様式８	運搬車両一覧表	50
様式２	運搬車両の写真	51
（特別管理）産業廃棄物処理業に係る特定欠格要件該当届について		52
様式９（特別管理）	産業廃棄物処理業に係る欠格要件該当届出書	54

※ご来庁時の審査をスムーズに実施するため、事前に担当者との日程調整をお願いします。
業務の都合上、ご希望の日時に応じられない場合もありますので、あらかじめご容赦願います。



三重県では「資源のスマートな利用※１」を促進しています。
書類送付にあたって、
不必要なクリアファイル等の使用を控えましょう。
特に、変更届出書等の送付にあたっては、封筒に直接入れて郵送してください。

廃プラスチック類の発生抑制の取り組みにご協力ください。

※１「資源のスマートな利用」とは、製品の生産、流通、販売、廃棄等に至るライフサイクル各段階で、環境負荷低減を図りつつ、資源循環を推進する取組のことです。





許可申請等にあたっての留意事項

- ◎ 積替え又は保管を含む申請を行う場合は、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」に基づく諸手続きが完了している必要があります。諸手続きの内容については、許可申請書提出先にご確認ください。

1 許可申請書提出部数及び提出先

【部 数】 正本 1 部、副本 1 部（申請書を受理した後に返却します。）

【提出先】

- ・ **県内業者の場合**（県内に事務所、事業場を有する業者の場合）
管轄する地域防災総合事務所（または地域活性化局）環境室
- ・ **県外業者の場合**（県内に事務所、事業場を有していない業者の場合）
県庁環境生活部環境共生局廃棄物対策課

2 申請手数料（三重県収入証紙で納付）

業 の 種 類	新規許可申請	更新許可申請	変更許可申請
産業廃棄物収集運搬業	81,000円	73,000円	71,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000円	74,000円	72,000円

※三重県収入証紙販売所：㈱百五銀行、その他（各申請窓口へお問い合わせください。）

3 更新許可申請の申請書提出時期

許可有効期間の満了日から約 2 か月前を目安に提出してください。

※許可有効期間の満了日（土、日、祝日等閉庁日の場合は翌開庁日）を経過した場合、一切受け付けず、新規で許可申請いただくことになります。

4 許可申請に必要な講習会修了証

許可申請に先立ち、許可基準である「処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者」と認められるために、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JW センター）が行う『産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（収集運搬過程）』を受講し、修了証を取得する必要があります。

（1）受講対象者

〔申請者が法人である場合〕：その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役等を除く）又は政令第 6 条の 10 に定める使用人（（3）参照）

〔申請者が個人である場合〕：当該申請者又は政令第 6 条の 10 に定める使用人（（3）参照）

※政令第 6 条の 10 に定める使用人（以下、政令使用人という。）とは、以下の者のことをいいます。

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者
- ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者



(2) 申請に有効となる講習会修了証

申請種別	講習会種類
新規許可申請	① 許可申請の日から遡って 5年以内 に受講し、修了した “新規”講習会修了証（収集運搬過程） ② 他県等で既に（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可を取得している場合は、許可申請の日から遡って 2年以内 に受講し、修了した “更新”講習会修了証（収集運搬過程） ③ 他県等で（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可を取得していない場合、申請日から遡って2年以内の “更新”講習会修了証（収集運搬過程） （※ 修了者が過去に “新規”講習会（収集運搬過程） を修了している場合に限る。）
特別管理新規許可申請	① 許可申請の日から遡って 5年以内 に受講し、修了した 特別管理産業廃棄物処理業“新規”講習会修了証（収集運搬過程） ② 他県等で既に特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を取得している場合は、許可申請の日から遡って 2年以内 に受講し、修了した “更新”講習会修了証（収集運搬過程） ③ 他県等で特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を取得していない場合、申請日から遡って2年以内の “更新”講習会修了証（収集運搬過程） （※ 修了者が過去に 特別管理産業廃棄物処理業“新規”講習会（収集運搬過程） を修了している場合に限る。）
更新許可申請	① 許可有効期間の満了日の翌日から遡って5年以内に受講し、修了した “新規”講習会修了証（収集運搬過程） ② 許可有効期間の満了日の翌日から遡って2年以内に受講し、修了した “更新”講習会修了証（収集運搬過程）
特別管理更新許可申請	① 許可有効期間の満了日の翌日から遡って5年以内に受講し、修了した 特別管理産業廃棄物処理業“新規”講習会修了証（収集運搬過程） ② 許可有効期間の満了日の翌日から遡って2年以内に受講し、修了した “更新”講習会修了証（収集運搬過程）
変更許可申請 特別管理変更許可申請	① 本県における直前の新規又は更新許可申請時に有効であった講習会修了証。（※変更許可申請時での有効期限は問いません。） ② 許可申請の日から遡って 5年以内 に受講し、修了した “新規”講習会修了証（収集運搬過程） ③ 許可申請の日から遡って 2年以内 に受講し、修了した “更新”講習会修了証（収集運搬過程）

（※ 修了者が過去に“新規”講習会を修了していることの確認については、「過去の“新規”講習会修了証の写し」又は「JW センターに問い合わせた講習会の受講履歴に係る回答結果」を提示し、当該修了者が過去に“新規”講習会を修了していることを示してください。）

[各申請共通の注意点]

特別管理産業廃棄物処理業の新規講習会（収集運搬過程）の修了証で、産業廃棄物収集運搬業の許可申請をすることができます。（逆は不可。）



5 その他

(1) 変更許可

次のような場合には、事前に変更許可を受けなければなりません。

- ① **取り扱う産業廃棄物の種類を追加する場合**（「石綿含有産業廃棄物を除く」から「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を除く」から「水銀含有ばいじん等を含む」への変更等も変更許可の対象になります。）
- ② 「積替え・保管を除く」の許可から、「**積替え・保管を含む**」の許可に変更する場合（この場合、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」に基づく事前の諸手続きが必要です。）

(2) 変更届

次のような場合には、変更が生じた日から**10日以内（商業登記簿謄本の添付を必要とする場合は30日以内）**に変更届出書（様式第十一号又は様式第十七号）を提出してください。

なお、詳細は「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業変更届について」（P44）を参照してください。

- ① 住所、氏名又は名称
 - ② 法定代理人、役員、5%以上の株主又は出資者、政令使用人
 - ③ 事務所及び事業場の所在地
 - ④ 事業の用に供する施設（運搬車両等をいい、運搬容器その他これに類するものは除く。）並びにその設置場所及び構造又は規模
 - ⑤ 事業の一部廃止（取扱う産業廃棄物の種類の減少など）
- ※ 住所・法人名・代表者等の変更により許可証の書換えを希望される場合は、書換え前の許可証を返納する必要があります。

(3) 重複書類の添付省略について

産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業を同時に許可申請する場合や、（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請と変更許可申請を同時に行う場合等、添付書類に重複するものがある場合は、添付の省略が可能です。重複書類の添付を省略する場合は、重複書類の省略に係る申立書を提出してください。（p30の記載例参照。）

(4) 欠格要件該当届出

申請者が、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イ又はチに係るものを除く。）又は法第14条第5項第2号ハからホまで（法第7条第5項第4号イ若しくはチ又は法第14条第5項第2号ロに係るものを除く。）に規定する欠格要件のいずれかに該当するに至った場合は、その該当するに至った日から**2週間以内**に、また、申請者、法定代理人、役員又は政令使用人が法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至った場合は、**遅滞なく**、欠格要件該当届出書（様式9）を提出しなければなりません。

なお、詳細は「（特別管理）産業廃棄物処理業に係る特定欠格要件該当届について」（P51）を参照してください。

(5) 廃止届

事業の全部を廃止した場合、廃止の日から**10日以内**に廃止届出書（様式第十一号又は様式第十七号）を提出し、廃止届出書に併せて許可証を返納してください。

(6) 許可証の返納

更新許可若しくは変更許可を受ける場合、又は許可が失効した場合、許可証を返納してください。



許可申請の種類と様式及び添付書類

申請される許可の種類ごとに、下記の申請書及び添付書類を提出してください。

提出する書類	産業廃棄物収集運搬業					
	新規	更新	変更	新規	更新	変更
更新申請において、その内容に変更がない場合は、「△」の書類を省略できます。 ※詳細はP20をご覧ください。 先行許可制度を活用した場合は、「▲」の書類を省略できます。 ※詳細はP7をご覧ください。						
産業廃棄物収集運搬業許可申請書（1～3面）	○	○				
産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（1～3面）			○			
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書（1～3面）				○	○	
特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（1～3面）						○
添 付 書 類						
1 事業計画の概要を記載した書類【様式1-1】	○	△	○	○	△	○
【様式1-2】	○	○	○	○	○	○
【様式1-3】	○	△	○	○	△	○
【様式1-4】	○	△	○	○	△	○
2 ・運搬車両の写真【様式2】 ・運搬車両の自動車検査証の写し （電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項を添付） ・借入車両の場合はその賃貸借契約書等の写し（注1） ・事業施設（事務所、事業場、駐車場）付近の見取図	○			○		
3 ・運搬容器等の写真【様式3】	○	△	△	○	△	△
4 申請者が法人である場合 ・定款又は寄附行為 ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○ 注2	○ 注2	○ 注2	○ 注2	○ 注2	○ 注2
5 申請者が個人である場合 ・住民票（本籍地記載のもの） ・精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（注3）	▲ 注2	▲ 注2	▲ 注2	▲ 注2	▲ 注2	▲ 注2
6 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 ・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（収集運搬過程）を修了した者にあつては、その新規講習会修了証又は更新講習会修了証の写し（各申請に有効な修了証についてはP1,2を参照）	○	○	○ 注4	○	○	○ 注4
7 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面【様式4】	▲	▲	▲	▲	▲	▲



提出する書類	産業廃棄物収集運搬業 新規	産業廃棄物収集運搬業 更新	産業廃棄物収集運搬業 変更	特別管理産業廃棄物収集運搬業 新規	特別管理産業廃棄物収集運搬業 更新	特別管理産業廃棄物収集運搬業 変更
8 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合 ・法定代理人の住民票（ 本籍地記載のもの ） ・法定代理人の精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（ 注3 ）	▲ 注2	▲ 注2	▲ 注2	▲ 注2	▲ 注2	▲ 注2
9 申請者が法人である場合 ・法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票（ 本籍地記載のもの ） ・同役員の精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（ 注3 ）	▲ 注2	▲ 注2	▲ 注2	▲ 注2	▲ 注2	▲ 注2
10 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者が <u>個人である場合には住民票（本籍地記載のもの）及び精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（注3）、</u> <u>法人である場合には商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）</u>	▲ 注2	▲ 注2	▲ 注2	▲ 注2	▲ 注2	▲ 注2
11 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合（ 注5 ）には、 ・その者の住民票（ 本籍地記載のもの ） ・その者の精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（ 注3 ）	▲ 注2	▲ 注2	▲ 注2	▲ 注2	▲ 注2	▲ 注2
12 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類【様式5】	○	○	○	○	○	○
13 申請者が法人である場合 ・直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表 ・直前3年の 法人税 の納付すべき額及び納付済額を証する書類（法人税の確定申告書（別表一、別表四）の写し（ 注6 ）及び納税証明書（その1））	○ 注7	○ 注7	○ 注7	○ 注7	○ 注7	○ 注7
14 申請者が個人である場合 ・資産に関する調書【様式6】 ・直前3年の 所得税 の納付すべき額及び納付済額を証する書類（所得税の確定申告書の写し及び納税証明書（その1））	○ 注7	○ 注7	○ 注7	○ 注7	○ 注7	○ 注7
15 経理的基礎に係る追加書類が必要な場合 ・手引きP36以降に掲げる書類【書式1～3、必要に応じて経営診断書等】	○ 注8	○ 注8	○ 注8	○ 注8	○ 注8	○ 注8



提 出 す る 書 類	産業廃棄物収集運搬業 新規	産業廃棄物収集運搬業 更新	産業廃棄物収集運搬業 変更	特別管理産業廃棄物収集運搬業 新規	特別管理産業廃棄物収集運搬業 更新	特別管理産業廃棄物収集運搬業 変更
16 その他 ・他都道府県市において許可を取得している場合、その許可証の写し（現に有効なものを1通）	○			○		
・現在取得している許可証（本県分）の写し		○	○		○	○
・代理人が申請する場合、委任状	○	○	○	○	○	○

「○」の書類は、必ず必要な書類となります。

「△」の書類は、その内容に変更がない場合は省略できます。詳細はP20をご覧ください。

「▲」の書類は、「先行許可制度」を活用した場合に省略できます。詳細はP7をご覧ください。

注1）自動車検査証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項）の記載情報から申請者が当該車両の所有権又は使用権を有することを確認できない場合（所有者及び使用者のどちらも申請者以外の者の場合）は、当該車両の自動車検査証等に加えて賃貸借契約書等の写しを提出してください。

また、自動車検査証等の所有者と使用者が異なり、申請者が当該車両を使用者から借入する場合は、当該所有者と使用者間の賃貸契約等において、**転貸が禁止されていないことが確認できる書類**の提出を求めることがあります。

注2）住民票、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、納税証明書、登記事項証明書（登記されていないことの証明書：東京法務局が交付する成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する書類。以下同じ。）等、発行日のある添付書類については、原則申請日以前3ヶ月以内に発行された最新の情報のものを添付してください。

なお、これらの書類は、原本を提示していただくことで、写しによる提出を可とします。（原本はその場で返却します。）

注3）「精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」として、登記事項証明書（登記されていないことの証明書）を添付してください。これによらない場合、医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。登記事項証明書（登記されていないことの証明書）における必要な証明事項は「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことです。

注4）変更許可申請の場合、本県における直前の新規又は更新許可申請時以降に有効な講習会修了証を添付してください。（変更許可申請時での有効期限は問いません。）

注5）政令使用人が存在する場合は、政令使用人であることの申立書（任意様式）を提出してください。ただし、商業登記簿謄本に記載されている支店の代表者である場合は、申請書（3面）の記載で足りることとします。

《申立書の記載例》

【所長、工場長等（役職）：○○○○（氏名）】は、継続的に業務を行うことができる施設を有し、かつ、廃棄物の収集又は運搬の業に係る契約を締結する権限を有する者を置く【○○営業所（○○市○○番地○○）】の代表者であることを証明する。

注6）確定申告書について、修正申告をしている場合は、修正確定申告書の写しを添付してください。

注7）直近3年分の経理書類が提出できない場合は、申立書（任意様式）を提出してください。

注8）法人は決算の、個人は資産等の状況によって、追加書類の提出が必要な場合があります。また、営業実績が3年未満の場合は、追加書類の提出が必要です。（P35「経理的基礎の審査に係る書類について」参照）

なお、経理的基礎の審査の考え方については「産業廃棄物処理業等許可に係る経理的基礎の審査ガイドライン」を参照してください。

※郵送による許可証の送付を希望される場合、530円分の切手を貼った返信用封筒（簡易書留）又はレターパックプラスをご提出ください。

【添付書類を一部省略できる「先行許可制度」をご活用ください！】

他都道府県等で既に許可を受けた産業廃棄物処理業等の許可証（以下、先行許可証という。）を提示（原本を提示したうえで、写しを提出）することにより、P4,5の「▲」のついた添付書類を省略することができます。

なお、提示（提出）のあった許可証（原本）は申請受付後直ちに返却します。

先行許可制度の活用にあたり、以下の点に留意してください。

- ・ 先行許可証申請時の申請書（1～3面）の写しを添付してください。
- ・ 先行許可証申請時と比較し、新たな役員、株主又は出資者、政令使用人等が存在する場合は、その者の添付書類は省略できません。（更新又は変更許可申請においては、本県へ届出済の役員、株主又は出資者、政令使用人等の添付書類は省略できます。）
- ・ 優良認定（優良確認）を受けた場合は許可期限が7年間になりますが、許可を受けてから5年間を超えた許可証は先行許可証として使用できません。

先行許可証として活用できる許可証の種類	省略することができる添付書類
産業廃棄物収集運搬業許可証 産業廃棄物処分業許可証 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 特別管理産業廃棄物処分業許可証 産業廃棄物処理施設許可証 ※新規許可申請・変更許可申請の場合は、許可申請時点で「許可の有効年月日」に残期間があり、かつ、「規則第〇〇条第〇項の規定による許可証の提出の有無」が「無」の許可証に限ります。（なお、変更許可申請の場合は、変更しようとする三重県の現有許可証は先行許可証として活用できます。） ※更新許可申請の場合は、更新しようとする三重県の現有許可証の「有効年月日」より後まで有効なもので、かつ「規則第〇〇条第〇項の規定による許可証の提出の有無」が「無」の許可証に限ります。（更新しようとする三重県の現有許可証は先行許可証として活用できません。）	添付書類5、7、8、9、10、11の全ての書類 ① 誓約書 ② 住民票 ③ 法人株主、法人出資者の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ④ 精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ※申請者である法人の商業登記簿謄本は省略できません。

（許可証例）

許可番号第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	
△△△△△許可証	
住所 〇〇〇〇〇〇〇	
氏名 〇〇〇〇〇	
☆☆県知事 (☆☆市長)	
許可年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
許可の有効年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
1 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
2 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
3 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
4 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
5 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
6 規則第〇〇条第〇項の規定による許可証の提出の有無	
有 ・ 無	

許可申請用チェックシート

会社名			
ご担当者名			
TEL		E-mail	

本チェックシートを添付の上、許可申請書を提出してください。

チェック項目																									
☐	・三重県収入証紙 申請手数料 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>新規</th> <th>更新</th> <th>変更</th> </tr> <tr> <td>普通収運</td> <td>81,000 円</td> <td>73,000 円</td> <td>71,000 円</td> </tr> <tr> <td>特管収運</td> <td>81,000 円</td> <td>74,000 円</td> <td>72,000 円</td> </tr> </table> ※申請においては三重県収入証紙のみの取り扱いとなります。				新規	更新	変更	普通収運	81,000 円	73,000 円	71,000 円	特管収運	81,000 円	74,000 円	72,000 円										
	新規	更新	変更																						
普通収運	81,000 円	73,000 円	71,000 円																						
特管収運	81,000 円	74,000 円	72,000 円																						
☐	・講習会修了証は有効期限内のものか。 <table border="1"> <tr> <td>☐</td> <td>新規講習：5年以内</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>更新講習：2年以内</td> </tr> </table> ・講習会修了者は適切な者か。 <table border="1"> <tr> <td>☐</td> <td>法人の場合、役員（監査役を除く）</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>個人の場合、申請者</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>上記の他、政令で定める使用人</td> </tr> </table> ・修了者の新規講習会修了履歴確認（新規申請の場合のみ記載してください。） <table border="1"> <tr> <td>修了日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>修了者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>修了証番号</td> <td>第</td> <td></td> <td>号</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※詳しくは「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請の手引（P1,2）」をご覧ください。			☐	新規講習：5年以内	☐	更新講習：2年以内	☐	法人の場合、役員（監査役を除く）	☐	個人の場合、申請者	☐	上記の他、政令で定める使用人	修了日	年	月	日	修了者氏名		修了証番号	第		号		
☐	新規講習：5年以内																								
☐	更新講習：2年以内																								
☐	法人の場合、役員（監査役を除く）																								
☐	個人の場合、申請者																								
☐	上記の他、政令で定める使用人																								
修了日	年	月	日	修了者氏名																					
修了証番号	第		号																						
☐	・経理的基礎を有しているか。 （法人の場合） <table border="1"> <tr> <td></td> <td>（どちらかに○を付けてください。）</td> </tr> <tr> <td>直前期の自己資本比率</td> <td>＋ ・ －</td> </tr> <tr> <td>経常利益（3年平均）</td> <td>＋ ・ －</td> </tr> <tr> <td>当期純利益（3年平均）</td> <td>＋ ・ －</td> </tr> </table> （個人の場合） <table border="1"> <tr> <td></td> <td>（どちらかに○を付けてください。）</td> </tr> <tr> <td>直前期の資産状況</td> <td>資産 ・ 負債</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*資産・負債のいずれか大きい方を選択してください。</td> </tr> <tr> <td>直前3年の所得税の納税状況</td> <td>あり ・ なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*「なし」とは、毎年納税が発生していない（0円）ことをいいます。</td> </tr> </table> ※法人の場合で、直前期の自己資本比率が0％未満（債務超過）で、経常利益（3年平均）・当期純利益（3年平均）がともにマイナスの場合は、原則、<u>不許可</u>になります。				（どちらかに○を付けてください。）	直前期の自己資本比率	＋ ・ －	経常利益（3年平均）	＋ ・ －	当期純利益（3年平均）	＋ ・ －		（どちらかに○を付けてください。）	直前期の資産状況	資産 ・ 負債	*資産・負債のいずれか大きい方を選択してください。		直前3年の所得税の納税状況	あり ・ なし	*「なし」とは、毎年納税が発生していない（0円）ことをいいます。					
	（どちらかに○を付けてください。）																								
直前期の自己資本比率	＋ ・ －																								
経常利益（3年平均）	＋ ・ －																								
当期純利益（3年平均）	＋ ・ －																								
	（どちらかに○を付けてください。）																								
直前期の資産状況	資産 ・ 負債																								
*資産・負債のいずれか大きい方を選択してください。																									
直前3年の所得税の納税状況	あり ・ なし																								
*「なし」とは、毎年納税が発生していない（0円）ことをいいます。																									
☐	・先行許可制度の活用の有無 あり ・ なし ※「あり」の場合は、先行許可証を提示（原本を提示したうえで、写しを提出）し、先行許可証申請時の申請書（1～3面）の写しを添付してください。																								
☐	・更新申請における様式1-1・1-3・1-4、様式3の省略の有無 〔省略した様式を○で囲んでください。〕 様式1-1、様式1-3、様式1-4、様式3 ※「省略あり」の場合は、様式の内容に変更がないことを確認した上で、下欄に「変更なし」と記入してください。過去の書類がなく、その内容を確認できない場合には、改めて書類作成してください。 <table border="1"> <tr> <td>その内容に変更がないことの確認欄</td> <td></td> </tr> </table>			その内容に変更がないことの確認欄																					
その内容に変更がないことの確認欄																									

様式第六号（第九条の二関係）

（第1面）

産業廃棄物収集運搬業許可申請書	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
三重県知事殿	
・法人の場合は、商業登記簿謄本に記載されている本店住所・名称を記載してください。 ・個人の場合は、住民票に記載されている住所・氏名を記載してください。	申請者 〒514-8570 住 所 三重県津市広明町13番地 氏 名 株式会社三重県 代表取締役 三重 太郎 電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇 代理人 住 所 三重県〇〇市〇〇町〇番地 氏 名 行政書士 伊勢 次郎 職印 電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	【新規申請の場合】 取扱う産業廃棄物の種類は様式1-1のとおり 積替え・保管を除く 【更新申請の場合】 別添許可証の写しのとおり （水銀使用製品産業廃棄物を除く/含む） （水銀含有ばいじん等を除く/含む）
事務所及び事業場の所在地	水銀廃棄物に関して、今回の更新申請で許可証に明記する場合は記載してください。 ※水銀廃棄物を取り扱う場合は、申出書（P21）又は様式1-1でその取扱いを明示してください。 事務所 事業場 津市広明町13番地 電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇
事業の用に供する施設の種 類 及 び 数 量	様式1-2（1）、様式2、様式3のとおり
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	更新申請の場合は、添付する様式を記載してください。 【新規申請の場合】 様式1-2（2）のとおり 【更新申請の場合】 別添許可証の写しのとおり 積替え・保管を含む申請を行う場合は、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」に基づく諸手続きが完了している必要があります。
※ 事 務 処 理 欄	

記載例：新規・更新申請

他都道府県等の許可証を取得している場合は
「先行許可制度」をご活用ください。
添付書類を一部省略できます。

(第2面)

既に処理業の許可 (他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可 番号(申請中の場合 には、申請年月日)	都道府県・市区名	許 可 番 号	
	愛知県	第○○○○○○○○○○号 令和○○年○○月○○日許可	
	岐阜県	第○○○○○○○○○○号 令和○○年○○月○○日許可	
	静岡県	令和○○年○○月○○日申請	
	三重県	第○○○○○○○○○○号 令和○○年○○月○○日許可	
申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	記載しきれない場合は「別紙」を 添付してください。
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称	住 所		
みえけん 株式会社 三重県	三重県津市広明町13番地		
商業登記簿謄本のとおり 記載してください。			
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
		住 所	
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役 職 名・呼 称	住 所	
みえたろう 三重 太郎	S33.12.11 代表取締役	三重県四日市市○○丁目○○番地 三重県津市広明町13番地	住民票のとおり記載して ください。
みえはなこ 三重 花子	S35.12.12 取締役	三重県津市○○丁目○○番地 三重県松阪市○○町○○番地	
みえいちろう 三重 一郎	S60.12.13 監査役	三重県伊勢市○○町○○番地 三重県津市広明町13番地	

記載例：新規・更新申請

(第3面)

商業登記簿謄本のとおり記載してください。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	10,000株		出資の額	1,000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割合	本 住	籍 所
みえたろう 三重 太郎	S33.12.11	5,000 50%	三重県四日市市〇〇4丁目〇〇番地 三重県津市〇〇町〇〇番地	
〇〇〇〇 (株)〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇		3,500 35%	愛知県名古屋市中区三の丸〇丁目〇番〇号	
みえはなこ 三重 花子	S35.12.12	600 6%	三重県津市〇〇丁目〇〇番地 三重県松阪市〇〇町〇〇番地	
			※上記の他、5%以上を有する株主はおりません。	
			記載の「保有する株式の数又は出資の金額の割合」の合計が95%以下の場合に記載してください。	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に該当使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
ついちろう 津 一郎	S40.5.5	三重県伊賀市〇〇町〇〇番地 津支店長	三重県津市〇〇〇〇番地〇

- 政令使用人が存在する場合は、政令使用人であることの申立書（任意様式）を提出してください。ただし、商業登記簿謄本に記載されている支店の代表者である場合は、申請書（3面）の記載で足りることとします。

《申立書の記載例》

【所長、工場長等（役職）：〇〇〇〇（氏名）】は、継続的に業務を行うことができる施設を有し、かつ、廃棄物の収集又は運搬の業に係る契約を締結する権限を有する者を置く【〇〇営業所（〇〇市〇〇番地〇）】の代表者であることを証明する。

- 記載の使用人が、以下のいずれかに該当することを確認してください。

- 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者
- 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者

付すること。

- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(第1面)

様式1-1 (産業廃棄物収集運搬業の場合)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分)

☐ 三重県内を含む事業計画であることを確認してください。

① 事業の概要

- ・主に、三重県内の建設現場から出る建設系廃棄物を収集し中間処理場又は最終処分場へ運搬する。
- ・主に、〇〇工場から出る汚泥を収集し、中間処理場に運搬する。
- (・水銀使用製品産業廃棄物は取り扱わない。)

② 営業範囲

- ・三重県、愛知県、岐阜県の東海地域

☐ 水銀使用製品産業廃棄物を取り扱わない場合は、この旨を記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物の種類及び運搬量等

産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月)	性状	発生元	処理場	所在地
1 汚泥 (水銀含有ばいじん等を除く)	〇m³/月	泥状	(株)〇〇〇〇 三重県桑名市〇〇	なし	(株)〇〇〇〇
2 木くず	〇t/月	固形	〇〇建設(株) <建設業> 三重県鈴鹿市〇〇 三重県内の建設現場	☐ 業種指定のある産業廃棄物については、予定排出事業場の業種も記載してください。 ☐ 予定排出事業場が「建設現場」の場合は、元請業者の名称と住所を記載してください。	
3 ガラスくず等 (石綿含有産業廃棄物を除く)	〇t/月	固形	同上	なし	〇〇〇〇(株)
4 ガラスくず等 (石綿含有産業廃棄物を含む)	〇t/月	固形	同上	☐ 廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を「除く」か「含む」か記載してください。 ☐ 石綿含有産業廃棄物を含む場合は2段書きで記載してください。	
5 廃蛍光管 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等) (水銀使用製品産業廃棄物)	〇t/月	固形	同上	なし	〇〇〇〇(株) 三重県伊勢市〇〇
				☐ 水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う場合は、その製品名と製品を構成する品目を具体的に記載してください。	
					☐ 予定運搬先の処理業者が、当該品目について、積替え保管又は処分の業許可を有することを確認してください。

「燃え殻、鉍さい、ばいじん」を記載する場合、予定排出事業場の発生源をよく確認してください。

燃え殻	石炭がら、灰かす、炉清掃出物等
鉍さい	鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂、高炉・電気炉等の残さい (スラグ) 等
ばいじん	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等

(第1面)

様式1-1 (特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

① 事業の概要

- ・主に、〇〇工場から出る特定有害汚泥、特定有害廃油を収集し、中間処理場へ運搬する。
- ・主に、〇〇病院から出る感染性廃棄物を収集し中間処理場へ運搬する。
- ・主に、三重県内の建設現場から出る廃石綿等を収集し最終処分場へ運搬する。
- ・主に、三重県内の〇〇大学から出る廃水銀等を収集し中間処理場へ運搬する。

- ☐ 金属等を含む特定有害産業廃棄物 (燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん) を取り扱う場合は、金属等の種類を記載するか、又は「別紙一覧表のとおり」と記載のうえ取扱一覧表 (P14) を添付してください。
- ☐ 「金属等を含む特定有害産業廃棄物」を取り扱う場合は、予定排出事業場の業種も記載してください。この場合、「講習会テキスト (資料集) の特別管理産業廃棄物排出源別一覧表」を参照し、予定排出事業場の業種・対象施設を確認してください。

	の 種 類	m ³ /月)		管を行う場所の所在地	
1	特定有害汚泥	〇m ³ /月	泥状 〇〇化学(株) 三重県伊勢市〇〇 <無機顔料製造業>	なし	(株)〇〇〇〇 三重県伊賀市〇〇
	六価クロム、シアン (又は、※別紙一覧表のとおり)				
2	特定有害廃油	〇m ³ /月	液状 〇〇科学(株) 愛知県〇〇市〇〇 <香料製造業>	なし	同上
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素 (又は、※別紙一覧表のとおり)				
3	感染性産業廃棄物	〇t/月	固形 〇〇病院 三重県尾鷲市〇〇	なし	〇〇〇〇(株) 三重県津市〇〇
4	廃水銀等	〇t/月	泥状 〇〇大学 三重県津市〇〇	なし	〇〇〇〇(株) 大阪府〇〇市〇〇
5	廃石綿等	〇t/月	固形 (株)〇〇建設<建設業> 三重県津市〇〇 三重県内の建設現場	なし	(株)〇〇〇〇 三重県伊賀市〇〇
6	P C B 汚染物 (低濃度)	〇t/月	固形 〇〇化学(株) 三重県伊勢市〇〇	なし	〇〇〇〇(株) 大阪府〇〇市〇〇
	☐ P C B 廃棄物を取り扱う場合は、「高濃度」又は「低濃度」を示してください。 ☐ P C B 廃棄物を取り扱う場合は、別途、追加書類を提出してください。(P43 参照)				

備考 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

金属等を含む特定有害産業廃棄物取扱一覧表

金属等を含む特定有害産業廃棄物を取り扱う場合は、取り扱う特定有害産業廃棄物に含まれる金属等の種類に○をつけてください。

		燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん
1	アルキル水銀化合物							
	水銀又はその化合物							
2	カドミウム又はその化合物							
3	鉛又はその化合物							
4	有機燐化合物							
5	六価クロム化合物		○					
6	砒素又はその化合物							
7	シアン化合物		○					
8	P C B							
9	トリクロロエチレン			○				
10	テトラクロロエチレン			○				
11	ジクロロメタン			○				
12	四塩化炭素			○				
13	1,2-ジクロロエタン							
14	1,1-ジクロロエチレン							
15	シス-1,2-ジクロロエチレン							
16	1,1,1-トリクロロエタン							
17	1,1,2-トリクロロエタン							
18	1,3-ジクロロプロペン							
19	チウラム							
20	シマジン							
21	チオベンカルブ							
22	ベンゼン							
23	セレン又はその化合物							
24	1,4-ジオキサン							
25	ダイオキシン類							

※グレー塗りの部分には○をつけないでください。

※引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性アルカリを取り扱う場合は、様式 1 - 1 に記載が必要です。

更新申請であって内容に変更がない場合にあっても
様式１－２は必ず添付してください。

(第２面)

様式１－２(１)

3. 運搬施設の概要 (1) 運搬車両一覧		☐ 自動車検査証の「車体の形状」を記載してください。			
	車体の形状	又は車両番号	大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	三重１００あ１１１１	8,000	株三重県	
2	バン	三重４００い２２２２	300	株三重県	
3	タンク車	三重８００う３３３３	5,000	株三重県	
4	脱着装置付き コンテナ専用車	三重８００え４４４４	10,000	〇〇〇〇(株)	
5	ダンプ	三重８００お５５５５	8,000	〇〇〇〇(株)	土砂等禁止車両
6	☐ 原則として自動車検査証（電子車検証の場合は、自動車検査記録事項）の「使用者」を記載することとし、所有者と使用者が同じ（使用者の欄が空欄）場合は、「所有者」を記載してください。				☐ 土砂等禁止車両の場合は記載してください。
7					
8					
事務所の所在地	三重県津市広明町１３番地				
駐車場の所在地	同上				
☐ 事業施設（事務所（本店を含む。）、駐車場の付近の見取図を添付してください。					
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
ドラム缶	汚泥（水銀含有ばいじん等を除く）	200L			
フレコンバッグ	石綿含有産業廃棄物	1m ³			
専用容器	廃蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物）	〇L			
☐ 廃棄物が飛散・流出することのないよう必要な運搬容器等を記載してください。 Ex. 液状物、泥状物 → ドラム缶、ポリタンク等 液状物（腐食性） → ケミカルドラム缶等 石綿含有産業廃棄物 → フレコンバッグ等 水銀使用製産業廃棄物 → 適切な大きさの容器又は緩衝材を入れた容器					

様式1-2(2)

(3) 積替施設又は保管施設の概要

<積替え・保管を行わない場合>

なし

<積替え・保管を行う場合>

①所在地

三重県津市〇〇

②保管する産業廃棄物の種類、保管上限及び保管高さ

木くず 保管上限 〇m³、保管高さ 〇m

ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く） 保管上限 〇m³、保管高さ 〇m

ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む） 保管上限 〇m³、保管高さ 〇m

積替え・保管を含む申請を行う場合は、

- ☐ 「構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、当該施設の付近の見取り図」を提出してください。
- ☐ 「積替保管施設の所有権又は使用权を有することを証する書類（当該土地の登記事項証明書及び公図の写し等）」を提出してください。

（※）更新申請にあっては、その内容に変更がない場合は省略できますが、許可申請の審査として現地確認を行うため、これらの書類の提出を求めることがあります。

積替え・保管を含む申請を行う場合は、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」に基づく諸手続きが完了している必要があります。
記載内容については「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」に基づく合意形成手続きの結果を反映してください。

(第4面)

様式1-3

4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

(1) 車両毎の用途

① タンク車

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)

☐ 車両の車種(車体の形状)毎に、取り扱う産業廃棄物の種類を記載してください。

② キャブオーバ、脱着装置付きコンテナ専用車、ダンプ

ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く)、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)

(※土砂等禁止車両では、鉱さい、がれき類を除く。)

③ バン

廃蛍光管(水銀使用産業廃棄物)

☐ 土砂等禁止車両がある場合は、当該車両で「鉱さい、がれき類」は運搬できませんので、留意のうえ記載してください。

- ☐ 様式1-2で記載した車両の車種(車体の形状)が全て含まれていることを確認してください。
☐ 様式1-1で記載した取り扱う産業廃棄物の種類が全て含まれていることを確認してください。

(2) 収集運搬業務を行う時間

9時～17時(休憩 1時間)

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始(12月28日～1月3日)

☐ 兼務者数は括弧書きしてください。

従業員数の内訳

〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	0人	4人 (うち2人 役員兼務)	5人	3人	0人	14人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ 飛散防止のため荷台にはシート掛けを行う。
- ・ 液状物、泥状物はドラム缶に入れ、密閉して運搬する。
- ・ 石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバッグに入れて運搬する。
- ・ 廃蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物）は他の物と混ざらないように専用容器に入れて、緩衝材を用いて破損することなく運搬する。

以下の項目について記載してください。（ただし、該当がない場合は記載不要です。）

< 産業廃棄物収集運搬業の場合 >

- ☐ 固形物の飛散・流出防止措置（シート掛け等）を記載してください。
- ☐ 液状物、泥状物の運搬方法を記載してください。
- ☐ 石綿含有産業廃棄物の運搬方法を記載してください。
- ☐ 水銀使用製品産業廃棄物の運搬方法を記載してください。
- ☐ 水銀含有ばいじん等を含む品目の運搬方法を記載してください。

< 特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合 >

- ☐ 各品目の性状に応じた運搬方法を記載してください。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

< 積替え・保管を行わない場合 >

- ・ 積替え・保管は行わない。

< 積替え・保管を行う場合 >

- ・ 保管場所は、作業のないときは門扉を閉め、施錠して第三者が立ち入れないようにする。
- ・ 積替え作業を行う際には、飛散・流出しないよう慎重に作業を行う。また、強風、大雨の際には作業をしない。

積替え・保管を含む申請を行う場合は、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」に基づく諸手続きが完了している必要があります。
記載内容については「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」に基づく合意形成手続きの結果を反映してください。

その他留意事項

[様式1-1]

- ・ **業種指定のある産業廃棄物**は、「紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、家畜ふん尿、家畜の死体、動物系固形不要物」です。これらを取り扱う場合は、**予定排出事業場の業種を記載**してください。
- ・ **建設系廃棄物**としては、一般に「汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類」が挙げられます。予定排出事業場が「建設現場」の場合は、この旨とともに、元請業者の名称と住所を記載してください。
なお、廃石膏ボードは、ガラスくず等に分類されます。
- ・ 「**動植物性残さ（牛の脊柱に限る。）**」、「**動物系固形不要物**」、「**家畜の死体（牛の死体に限る。）**」を取り扱う産業廃棄物の種類とする場合は、以下のことについてあらかじめご承知おきください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第10号・第11号・第12号に該当する者は、産業廃棄物収集運搬業の許可を要しないとされていることから、本県において、動植物性残さ（牛の脊柱に限る。）、動物系固形不要物、家畜の死体（牛の死体に限る。）に係る産業廃棄物収集運搬業の許可申請が行われた場合には、申請書に記載された事業計画を確認したうえで、発行する許可証において、“取り扱う産業廃棄物の種類”欄には記載せず、**備考として次のとおりの文面を記載する運用**をしています。

なお、「牛の脊柱以外の動植物性残さ」、「牛の死体以外の家畜の死体」を取り扱う場合は、発行する許可証において、「動植物性残さ」、「家畜の死体」を“取り扱う産業廃棄物の種類”欄に記載します。

※備考

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第10号に規定する動植物性残さ（牛の脊柱に限る。）、施行規則第9条第11号に規定する動物系固形不要物又は施行規則第9条第12号に規定する家畜の死体（牛の死体に限る。）については、産業廃棄物収集運搬業の許可を要しないこととされていることから本許可証には同品目を記載しない。

[様式1-2]

- ・ 自動車検査証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項）を確認しながら、各項目を記載してください。
自動車検査証等の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」という記載がある場合は、当該車両は土砂等運搬禁止車両に該当するため、3.(1)運搬車両一覧の“備考”欄に、この旨記載してください。

[様式1-2、1-4]

- ・ 収集又は運搬にあたっての必要な運搬容器等及び講ずる措置について、以下に例示しますので、参考としてください。

[産業廃棄物収集運搬業の場合]

取扱品目の名称等	運搬容器等	必要な措置
固形物	—	シート掛け等
液状物	ドラム缶、ポリタンク等	①タンク車で運搬 ②容器に入れて運搬
泥状物		①清掃車又は漏水対策がされているダンプ等で運搬 ②容器に入れて運搬
悪臭の発生するもの （動植物性残さ、家畜ふん尿等）	内袋付きフレコンバッグ、ドラム缶等	容器に入れて悪臭が漏れないよう密閉して運搬
石棉含有産業廃棄物	フレコンバッグ等	他の廃棄物と区分して運搬
水銀使用製品産業廃棄物	専用容器	他の廃棄物と区分し、適切な大きさの容器又は緩衝材を入れた容器を用いて、破損することなく運搬
水銀含有ばいじん等	内袋付きフレコンバッグ、ドラム缶、ポリタンク等	他の廃棄物と区分し、水銀の揮散防止のため高温にさらさずに、容器に入れて密閉して運搬

更新申請における留意事項

更新申請において、その内容に変更がない場合は、様式 1-1・1-3・1-4、様式 3 を省略できます。

これにより、更新申請においては、これらの書類は基本的に添付省略されることとなりますが、以下に示すように「その内容に変更がある場合」は、その様式を添付してください。

なお、その内容に変更がある場合は、その様式の変更の項目だけでなく全ての項目を記載してください。ただし、様式 3 については、新たに追加する運搬容器等に限りません。

【その内容に変更がある場合（例）】

〔様式 1-1〕 ・ 予定排出事業場（建設現場を除く。）に変更がある場合

※取り扱う産業廃棄物の種類の変更がある場合は、別途、変更手続き（品目追加→変更申請、品目減少→変更届）を行ってください。

〔様式 1-3〕 ・ 車両の車種（車体の形状）毎の取り扱う産業廃棄物の種類に変更がある場合

〔様式 1-4〕 ・ 運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置に変更がある場合

〔様式 3〕 ・ 運搬容器等の追加がある場合

上記の他、審査過程で事業計画内容の確認のため、各様式の提出を求める場合があります。

〔水銀廃棄物の取扱いに係る許可証への明記について〕

- ・ 今回の更新申請において、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む品目の取扱いを許可証に明記する場合であって、
 - ・ これらを取り扱わない場合は、申請書（1面）に「水銀使用製品産業廃棄物を除く、水銀含有ばいじん等を除く」と記載してください。
 - ・ これらを取り扱う場合は、**申出書（P21）又は様式 1-1**とともに、これらの収集又は運搬にあたっての措置を示した**様式 1-2・1-3・1-4、様式 3**を添付してください。（※当該品目の取扱いに関する内容のみの記載で構いません。）

〔動物系固形不要物の取扱いについて〕

- ・ 「動物系固形不要物」を取り扱う場合（現有許可証に備考として以下のとおり記載のある場合を除く。）は、更新申請においても、その事業計画を確認するため、**様式 1-1**とともに、当該品目の収集又は運搬にあたっての措置を示した**様式 1-2・1-3・1-4**を添付してください。（※当該品目の取扱いに関する内容のみの記載で構いません。）

現有許可証に備考として以下のとおり記載のある場合は、各様式を添付する必要はありません。

※備考

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 9 条第 11 号に規定する動物系固形不要物については、産業廃棄物収集運搬業の許可を要しないこととされていることから本許可証には同品目を記載しない。

〔PCB 廃棄物の取扱いについて〕

- ・ PCB 廃棄物を取り扱う場合は、別途、追加書類を提出してください。（P43 参照）
更新申請において様式 1-1 等を省略した場合であっても、当該書類は省略せずに添付してください。

令和 年 月 日

水銀廃棄物に関して、今回の更新申請で許可証に明記する場合であって、これを取り扱う場合は、当該申出書又は様式1-1でその取扱いを明示してください。

この場合、水銀廃棄物の収集又は運搬にあたっての措置を示した「様式1-2・1-3・1-4、様式3」を添付してください。

(申請者) 住 所
ふりがな
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

「産業廃棄物収集運搬業許可証」の事業の範囲の表記変更に関する申出書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第376号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第10号）の施行に伴い、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処理に関し明示する必要があることから、下記のとおり、関係書類を添えて申し出ます。

記

- 1 許可証の取り扱う産業廃棄物の種類に次の記載を追加することを申し出ます。

記載追加の内容	
1	「(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)」
2	「(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)」

取り扱う水銀使用製品産業廃棄物の製品名と製品を構成する品目は以下のとおり。

廃蛍光管（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等）

廃電池（汚泥、金属くず）

☐ 取り扱う水銀使用製品産業廃棄物の製品名と製品を構成する品目を具体的に記載してください。

水銀回収義務のある水銀使用製品産業廃棄物の有無	
1	水銀の回収が義務付けられているものを含みます。
2	水銀の回収が義務付けられているものを含みません。

- 2 許可証の取り扱う産業廃棄物の種類に次の記載を追加することを申し出ます。

産業廃棄物の種類	記載追加の内容
燃え殻	1 「(水銀含有ばいじん等を除く。)」 2 「(水銀含有ばいじん等を含む。)」
汚泥	1 「(水銀含有ばいじん等を除く。)」 2 「(水銀含有ばいじん等を含む。)」
廃酸	1 「(水銀含有ばいじん等を除く。)」 2 「(水銀含有ばいじん等を含む。)」
廃アルカリ	1 「(水銀含有ばいじん等を除く。)」 2 「(水銀含有ばいじん等を含む。)」
鉱さい	1 「(水銀含有ばいじん等を除く。)」 2 「(水銀含有ばいじん等を含む。)」
ばいじん	1 「(水銀含有ばいじん等を除く。)」 2 「(水銀含有ばいじん等を含む。)」

☐ 左記6品目のうち、許可を有する品目について記載してください。

水銀回収義務のある水銀含有ばいじん等の有無	
1	水銀の回収が義務付けられているものを含みます。
2	水銀の回収が義務付けられているものを含みません。

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事殿

申請者 〒514-8570
住 所 三重県津市広明町13番地
氏 名 株式会社三重県
代表取締役 三重 太郎
電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇
代理人 住 所 三重県〇〇市〇〇町〇番地
氏 名 行政書士 伊勢 次郎 職印
電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 第024〇〇〇〇〇〇〇〇号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	取扱う産業廃棄物の種類は様式1-1のとおり 積替え・保管は様式1-2（2）のとおり
変更の内容	取扱う産業廃棄物の種類の追加（様式1-1のとおり）
変更理由	〇〇〇〇〇〇〇のため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	様式1-2、様式2、様式3のとおり
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	—
※ 事務処理欄	

(第2面)

[illegible]

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式 の 総 数	10,000株		出資の額	1,000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生 年 月 日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	本 籍 住 所	
みえたろう 三重 太郎	S33.12.11	5,000 50%	三重県四日市市〇〇丁目〇〇番地 三重県津市広明町13番地	
〇〇〇〇 (株)〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇		3,500 35%	愛知県名古屋市中区三の丸〇丁目〇番〇号	
みえはなこ 三重 花子	S35.12.12	600 6%	三重県津市〇〇丁目〇〇番地 三重県松阪市〇町〇〇番地	
			※上記の他、5%以上の株主はおりません。	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に該当使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
ついちろう 津 一郎	S40.5.5 津支店長	三重県伊賀市〇〇町〇〇番地 三重県津市〇〇〇〇番地〇

備 考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、変更のあった者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(第1面)

様式1-1 (産業廃棄物収集運搬業の場合)

事業計画の概要

☐ 従前からの事業計画については、従前のとおり記載するか、又は「変更事項はない」旨記載することで差し支えありません。

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確に)

① 事業の概要

- ・ (※従前からの事業計画に変更事項はありません。)
- ・ 主に、三重県内の建設現場から出る建設系廃棄物を収集し中間処理場又は最終処分場へ運搬する。
- ・ 主に、〇〇工場から出る鋳さいを収集し、中間処理場に運搬する。
- ・ 主に、〇〇工場から出る廃電池を収集し、積替保管施設に運搬する。

☐ **新たな事業計画**を記載してください。

② 営業範囲

- ・ 三重県、愛知県、岐阜県の東海地域

2. 取り扱う産業廃棄物の種類及び運搬量等

	産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称 及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
(※従前から取り扱う産業廃棄物の種類等に変更事項はありません。(別添許可証参照))						
1	鋳さい (水銀含有ばいじん等を除く)	〇m ³ /月	泥状	株〇〇〇〇 三重県桑名市〇〇	なし	株〇〇〇〇 三重県津市〇〇
2	紙くず	〇t/月	固形	〇〇建設(株)<建設業> 三重県鈴鹿市〇〇 三重県内の建設現場	なし	同上
3	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く)	〇t/月	固形	同上	なし	〇〇〇〇(株) 三重県松阪市〇〇
4	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)	〇t/月	固形	同上	なし	〇〇〇〇(株) 三重県四日市市〇〇
5	廃電池 (汚泥、金属くず) (水銀使用製品産業廃棄物)	〇t/月	固形	株〇〇〇〇 三重県桑名市〇〇	なし	〇〇〇〇(株) 三重県伊勢市〇〇
6	☐ 追加する産業廃棄物の種類 を記載してください。					
7						

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

様式1-2(1)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	三重100あ1111	8,000	株三重県	
2	バン	三重400い2222	300	株三重県	
3	タンク車	三重800う3333	5,000	株三重県	
4	脱着装置付き コンテナ専用車	三重800え4444	10,000	〇〇〇〇(株)	
5	ダンプ	三重800お5555	8,000	〇〇〇〇(株)	土砂等禁止車両
6					
7					
8					
9					
事務所の所在地		三重県津市広明町13番地			
駐車場の所在地		同上			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称		用途	容量	備考	
(※従前からの運搬容器等に変更事項はありません。)					
フレコンバッグ	石綿含有産業廃棄物、 鉍さい（水銀含有ばいじん等 を除く）		1 m ³		
専用容器	廃電池（水銀使用製品産業廃 棄物）		〇L		
☐ 追加する産業廃棄物の種類に対する運搬容器等を記載するとともに、 様式3を添付してください。					

(第3面)

様式1-2(2)

(3) 積替施設又は保管施設の概要

<積替え・保管を行わない場合>

なし

<積替え・保管を行う場合>

(※積替施設又は保管施設の概要について、従前から変更事項はありません。(別添許可証参照))

☐ 内容に変更がない場合にのみ記載してください。

①所在地

三重県津市〇〇

☐ 内容に変更がある場合は、従前の内容を含め「全て」記載してください。

②保管する産業廃棄物の種類、保管上限及び保管高さ

木くず 保管上限 〇m³、保管高さ 〇m

ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く) 保管上限 〇m³、保管高さ 〇m

ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む) 保管上限 〇m³、保管高さ 〇m

紙くず 保管上限 〇m³、保管高さ 〇m

がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く) 保管上限 〇m³、保管高さ 〇m

がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) 保管上限 〇m³、保管高さ 〇m

☐ 内容に変更がある場合は、「構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、当該施設の付近の見取り図」を提出してください。

☐ 新たに積替保管施設を設置する場合は、当該土地の「積替保管施設の所有権又は使用权を有することを証する書類(当該土地の登記事項証明書及び公図の写し等)」を提出してください。

積替え・保管を含む申請を行う場合は、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」に基づく諸手続きが完了している必要があります。

記載内容については「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」に基づく合意形成手続きの結果を反映してください。

(第4面)

様式1-3

4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

(1) 車両毎の用途

(※従前からの車両毎の用途に変更事項はありません。)

① キャブオーバ、脱着装置付きコンテナ専用車、ダンプ

鋳さい(水銀含有ばいじん等を除く)、紙くず、

がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)

(※土砂等禁止車両では、鋳さい、がれき類を除く。)

廃電池(水銀使用産業廃棄物)

② バン

廃電池(水銀使用産業廃棄物)

☐ 追加する産業廃棄物の種類に対する車両毎の用途を記載してください。

(2) 収集運搬業務を行う時間

9時～17時(休憩 1時間)

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始(12月28日～1月3日)

従業員数の内訳

〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	0人	4人 (うち役員兼務2人)	5人	3人	0人	14人

(第5面)

様式1-4

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

（※従前からの運搬に際し講ずる措置に変更事項はありません。）

- ・ 飛散防止のため荷台にはシート掛けを行う。
- ・ 石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバッグに入れて運搬する。
- ・ 廃電池（水銀使用製品産業廃棄物）は他の物と混ざらないように専用容器に入れて破損することなく運搬する。

☐ 追加する産業廃棄物の種類に対する運搬に際し講ずる措置を記載してください。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

< 積替え・保管を行わない場合 >

- ・ 積替え・保管は行わない。

< 積替え・保管を行う場合 >

（※積替施設又は保管施設において講ずる措置について、従前から変更事項はありません。）

☐ 積替施設又は保管施設に変更事項がない場合にのみ記載してください。

- ・ 保管場所は、作業のないときは門扉を閉め、施錠して第三者が立ち入れないようにする。
- ・ 積替え作業を行う際には、飛散・流出しないよう慎重に作業を行う。また、強風、大雨の際には作業をしない。

☐ 積替施設又は保管施設に変更事項がある場合は、当該施設において講ずる措置を記載してください。

積替え・保管を含む申請を行う場合は、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」に基づく諸手続きが完了している必要があります。
記載内容については「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」に基づく合意形成手続きの結果を反映してください。

同一書類の添付省略に係る申立書

令和 年 月 日

三重県知事 あて

申請者 住所 三重県津市広明町13番地
 (届出者) 氏名 株式会社三重県
 代表取締役 三重 太郎
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

本申請書(届出書)における下記2の添付書類については、同時に提出しました下記1の申請書における添付書類と同一ですので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第21条第1項に基づき、その添付を省略いたします。

1. 同時に申請した許可申請書の種類

- (1) 申請(届出)年月日
令和○年○月○日
- (2) 処理業の種類
☒ 産業廃棄物収集運搬業 ☐ 特別管理産業廃棄物収集運搬業
- (3) 申請区分
☐ 新規申請 ☒ 更新申請 ☐ 変更許可申請 ☐ 変更届出

記

2において添付を省略した方の申請・届出にチェックを入れてください。

2. 添付を省略する書類

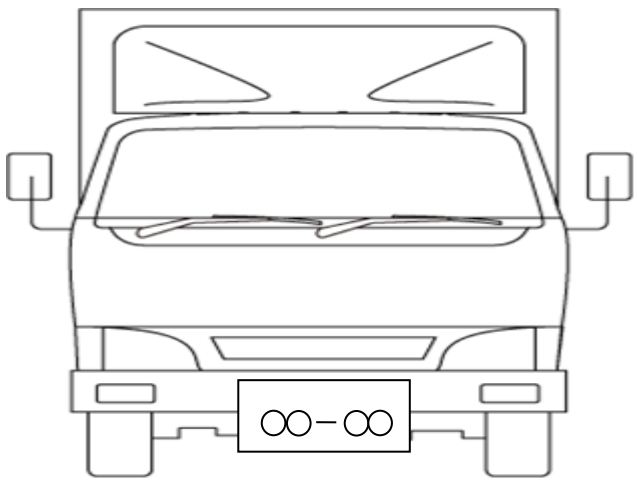
添付を省略することとした書類にチェックを入れてください。

- | | |
|--|--|
| ☒ 定款又は寄附行為 | ☒ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) |
| ☒ 住民票の写し | ☒ 登記されていないことの証明書 |
| ☒ 講習会修了証の写し(※) | ☐ 自動車検査証等の写し |
| ☐ 車両の貸借に関する証明書類 | ☒ 決算書類 |
| ☒ 確定申告書の写し(別表一、別表四) | ☒ 納税証明書(その1) |
| ☐ 委任状(※) | ☐ 優良認定書類一式(※) |
| ☐ 【様式2】運搬車両の写真 | ☒ 【様式4】誓約書 |
| ☒ 【様式5】事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(※) | ☐ 【様式6】資産に関する調書 |
| ☐ 経理的基礎に係る追加書類(書式1～3)(※) | ☐ 中小企業診断士の診断書(※) |
| ☐ 他都道府県市の許可証の写し | ☐ その他() |
- (※) 内容が同一の場合のみ省略できます

(第6面)

様式2

運搬車両の写真

自動車登録番号又は 車両番号	三重100あ1111
前 面 写 真	写真を貼付 (自動車登録番号又は車両番号が確実に読みとれること)  ※写真の縦横比は 変更しないでく ださい。
	側 面 写 真

(第7面)

様式3

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	ドラム缶	用途	汚泥（水銀含有ばいじん等を除く）
☐ 様式1－2に記載する運搬容器の用途と同一の内容を記載してください。 ☐ 写真は3ヶ月以内のものにしてください。 ☐ 運搬に用いる容器の種類ごとに写真を添付してください。			
		撮影	〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む）
		撮影	〇〇年〇〇月〇〇日

(第 10 面)

様式 4

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三 重 県 知 事 様

申請者

住所 三重県津市広明町 1 3 番地

氏名 株式会社三重県

代表取締役 三重 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

様式5

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法			
内 記	金 額 (千円)		
事業の開始に要する資金の総額	207,000	☐ 今後5年間(優良認定申請者は7年間)における事業全体の開始又は継続に係る額(概算)を記載してください。	
施設整備資金	6,000	施設整備の計画があれば、金額を記入してください。既存の施設をそのまま使用する場合は、「 <u>既存の施設をそのまま使用する</u> 」と記載してください。	
(施設名称等)	車両1台 重機1機		
売上原価	70,000	見込まれる売上原価、販売費及び一般管理費(個人の場合は経費)の金額を記入してください。	
販売費及び一般管理費	80,000		
借入金返済	20,000	今後の借入金の返済予定額を記入してください。	
維持管理積立金	30,000	最終処分場設置者のみ、最終処分場に係る維持管理積立金を記入してください。	
その他必要資金	1,000		
(用途)	営業外費用		
調 達 方 法	売上金	200,000	見込まれる売上高(個人の場合は確定申告書の収支内訳書の収入金額)の金額を記入してください。
	借入金	5,000	新たな借入を予定している場合は、金額を記入してください。 この場合、借入先名及び借入条件を必ず記載してください。
	(借入先名) (借入条件)	借入先:〇〇銀行 〇〇支店 利率:〇〇% 返済期間:10年間 年間返済額:〇〇	
	その他資金調達	2,000、 3,000	
	(調達方法)	営業外収益、 減価償却費	
☐ 「調達方法の合計金額」 $\geq$ 「事業の開始(継続)に要する資金の総額」であることを確認してください。 (記載例) 調達方法の合計金額:210,000千円 > 事業の開始に要する資金の総額:207,000千円			
備	(※)ただし、以下の1. 2. に該当する場合は、各々の示すとおり記載するだけで構いません。 1. 直前期の経常利益及び当期純利益がともにプラスの場合、 又は、3年平均の経常利益及び当期純利益がともにプラスの場合 ⇒ 任意の欄に「 <u>新たな資金の調達を要しない</u> 」と記載してください。 2. 経理的基礎に係る追加書類(書式1~3)を添付する場合 ⇒ 任意の欄に「 <u>追加書式のとおりに</u> 」と記載してください。 ※追加書式が必要となるケースはP35を参照ください。		

(第9面)

様式6

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
令和〇〇年〇〇月〇〇日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現 金 預 金	普通預金		1, 0 0 0
有 価 証 券	株券		5, 0 0 0
未 収 金			
売 掛 金	売上代金		1, 0 0 0
受 取 手 形	売上代金		3, 0 0 0
土 地	事業用地	5 0 0 m ²	2 0, 0 0 0
建 物	事務所	1 棟	1 5, 0 0 0
備 品	パソコン	2 台	5 0 0
車 両	運搬車両	5 台	1 2, 0 0 0
そ の 他			
資 産 計			5 7, 5 0 0
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	銀行借入		2 0, 0 0 0
短期借入金	代表者借入		5, 0 0 0
未 払 金	未払い保険料		3 0
預 り 金	従業員預り金		2 0 0
前 受 金			
買 掛 金	仕入代金		5, 0 0 0
支 払 手 形	仕入代金		3, 0 0 0
そ の 他			
負 債 計			3 3, 2 3 0

※日付を忘れずに記入してください。

☐ 「資産の総額」 < 「負債の総額」の場合は、経理的基礎に係る追加書類（書式2及び3）を提出してください。

（参考１）経理的基礎の審査に係る書類について

【提出書類】

① 基本書類

<法人の場合>

- ・事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式５）
- ・直前３年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
- ・直前３年の法人税の確定申告書（別表一、別表四）
- ・直前３年の法人税の納税証明書（その１）

<個人の場合>

- ・事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式５）
- ・資産に関する調書（様式６）
- ・直前３年の所得税の確定申告書の写し
- ・直前３年の所得税の納税証明書（その１）

② 追加書類

<法人の場合>

- ・収支・資金計画書（法人用）（書式１）
- ・売上高内訳書（書式３）

<個人の場合>

- ・収支・資金計画書（個人用）（書式２）
- ・売上高内訳書（書式３）

※追加書類については、左記の書類に代えて、中小企業診断士、公認会計士等の診断書等も可としますが、内容として必ず左記追加書類の内容を含むものとしてください。

※１年間の売上高の前期比伸び率が１５％を超える場合、又は基本書類が１期分も提出できない場合は、三重県との協議の上で中小企業診断士が作成した診断書を提出してください。

提出書類は下表を参照してください。

なお、必要に応じて別に書類を求めることがあります。

<法人の場合>

ケース	自己資本比率 (直前期)	当期純利益 (３年平均)	経常利益 (３年平均)	必要書類等
ケース１	１０％以上	プラス	プラス	基本書類
ケース２		プラス	マイナス	
ケース３		マイナス	プラス	
ケース４		マイナス	マイナス	
ケース５	０％以上１０％未満	プラス	プラス	基本書類
ケース６		プラス	マイナス	
ケース７		マイナス	プラス	
ケース８		マイナス	マイナス	
ケース９	０％未満 【債務超過】	プラス	プラス	基本書類＋追加書類
ケース１０		プラス	マイナス	
ケース１１		マイナス	プラス	
ケース１２	直前３年の基本書類を提出できない法人			
ケース１３	０％未満 【債務超過】	マイナス	マイナス	不許可

<個人の場合>

ケース	直前期の資産状況	直前3年の所得税の納税状況	必要書類等
ケース1	資産≧負債	納税が発生している年がある	基本書類
ケース2		毎年、納税が発生していない	
ケース3	資産<負債	－	基本書類＋追加書類
ケース4	直前3年の基本書類を提出できない個人		

※納税状況については、「納税が発生していない」場合でも、青色申告特別控除前の金額（白色申告では収支内訳書の所得金額）がプラスであれば、「納税が発生している」ものとして取り扱います。

経理的基礎の審査の考え方については、本県において別途定める「産業廃棄物処理業等許可に係る経理的基礎の審査ガイドライン」を参照してください。

1年間の売上高の前期比伸び率が15%を超える場合、又は基本書類が1期分も提出できない場合は、三重県との協議事項として、中小企業診断士が作成した診断書に、以下のチェックシートを添付してください。

事業者名称 _____ 上記事業者の事業計画について、次の観点から診断を行った。	
改善策	☐ 直前3年の実績評価における赤字及び債務超過等の要因説明が、直前3年の決算書に照らして合理的な内容となっていること ☐ 改善内容が、直前3年の事業評価における赤字及び債務超過等の要因をふまえた内容であり、また、過去の決算書及び今後の事業の見通しに照らして妥当な内容となっていること
収支計画	☐ 売上高及び経費は、直前3年の決算書における実績額に照らして妥当なものであること ☐ 売上高は、有する許認可施設等の能力、人員等からみて妥当な業務量等により見込まれたものであること ☐ 前期比15%を超える売上高伸び率となる収益性が確保できる事業が存在し、その収益額が妥当であること ☐ 処理単価は、著しく妥当性を欠くような価格となっていないこと ☐ 適正な処理や維持管理のための費用が妥当な金額で経費として見込まれていること ☐ 施設整備のための費用、未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用、処理後の廃棄物の処分委託費用、埋立処分終了後の維持管理に要する費用等が見込まれていること ☐ 処理後の再生品の売却による収益が見込まれている場合には、具体的な売却先が明確であり、売却数量、売却価格等が著しく妥当性を欠くようなものとなっていないこと ☐ 廃棄物処理業以外の事業がある場合、廃棄物処理部門とそれ以外の部門の計画を別に作成していること
資金計画	☐ 設備投資の計画がある場合、施設の設置、改修、更新等の今後の設備投資の見通しに沿ったものであること ☐ 借入金により資金を調達する場合には、借入先、借入条件等が明らかになっていること <提出を求めた書類> ・ ・ ☐ 現に有している借入先の返済について、今後の返済の見通しが妥当なものであること <提出を求めた書類> ・ ・
中小企業診断士 _____	

書式1

直前期の「A売上高」～「M当期純利益」までは、直前期の決算書の損益計算書（売上原価及び販売管理費の内訳書を含む。）の該当項目の金額をそのまま記載してください。

（法人用）

「A売上高」の内訳は書式3の売上高と一致するように記載してください。

月 日

収支計画

（単位： 千円）

	直前期	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
A 売上高						
産業廃棄物部門売上高						
その他売上高						
小計（内訳は書式3による）		0	0	0	0	0
B 売上原価						
外注費						
労務費						
減価償却費						
維持管理積立金						
その他						
小計		0	0			
C 売上総利益（A-B）		0	0	0	0	0
D 販売管理費						
役員報酬						
人件費						
減価償却費						
その他						
小計		0	0	0	0	0
E 営業利益（C-D）		0	0	0	0	0
F 営業外収益						
G 営業外費用						
H 経常利益（E+F-G）		0	0	0	0	0
I 特別利益						
J 特別損失						
K 税引前当期純利益（H+I-J）				0	0	0
L 法人税、住民税及び事業税						
M 当期純利益（K-L）		0	0	0	0	0
N 前期繰越利益		0	0	0	0	0
O 当期末処分利益（M+N）		0	0	0	0	0

最終処分場設置者のみ、最終処分場に係る維持管理積立金を記載してください。

1～5年後の「A売上高」の小計が前期比伸び率15%を超える場合は、三重県との協議の上で中小企業診断士が作成した診断書を提出してください。

上記項目に当てはまらない項目は「その他」に記載してください。

斜線の部分は記載不要。

直前期の「O当期末処分利益」は、直前期の貸借対照表の繰越利益剰余金の額を記載してください。

1～5年後の「N前期繰越金」には、前期の「O当期末処分利益」のをそのまま記載してください。

斜線の部分は記載不要。

1～5年後の「①前期繰越金」には、前期の「⑦次期繰越金」をそのまま記載してください。

資金計画

①前期繰越金		0	0	0	0	0
②償却前利益（M+減価償却費）		0	0	0	0	0
③借入実行額						
④その他資金調達						
⑤設備投資支払額						
⑥借入金返済額						
⑦次期繰越金（①+②+③+④-⑤-⑥）		0	0	0	0	0

直前期の「⑦次期繰越金」には、直前の貸借対照表の流動資産における現金・預金の合計額を記載してください。

改善に向けた具体策

項目	実績評価	改善内容
純資産		
売上高		
売上原価		
経費		
その他		

《実績評価》

追加書類が必要となった要因の説明を、各項目に対応するように記載してください。直接的な要因でない項目は、現在の状況や数年の推移等を記載してください。「その他」には、上4つの項目にあてはまらない要因があれば記載してください。

《改善内容》

実績評価の内容を踏まえて、改善に向けた具体策を記載してください。改善が不要である項目は、記載不要です。

書式2

直前期の「A売上高」～「I所得額」までは、直前期の確定申告書及び収支内訳書等の該当項目の金額をそのまま記載してください。

画書（個人用）

「A売上高」は書式3の売上高と一致するように記載してください。

日

収支計画

（単位： 千円）

	直前期	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
A 売上高						
B 売上原価						
C 売上利益（C = A - B）		0	0			0
D その他収入						
E その他経費						
F 差引利益（F = C + D - E）		0	0			
G 各種引当金・準備金等繰戻額等						
H 各種引当金・準備金等繰入額等						
I 所得額（I = F + G - H）		0	0	0	0	0

1～5年後の「A売上高」の小計が前期比伸び率15%を超える場合は、三重県との協議の上で中小企業診断士が作成した診断書を提出してください。

資金計画

斜線の部分は記載不要。

1～5年後の「①前期繰越金」には前期の「⑦次期繰越金」をそのまま記載してください。

①前期繰越金		0	0	0	0	0
②税引後所得金額						
③借入実行額						
④その他資金調達						
⑤設備投資支払額						
⑥借入金返済額						
⑦次期繰越金（①+②+③+④-⑤-⑥）		0	0	0	0	0

直前期の「⑦次期繰越金」には、原則前年度末時点の現金・預金の合計額（確定申告書内の貸借対照表等）を記載してください。

改善に向けた具体策

項目	実績評価	改善内容
純資産	《実績評価》 追加書類が必要となった要因の説明を、各項目に対応するように記載してください。直接的な要因でない項目は、現在の状況や数年の推移等を記載してください。 《改善内容》 実績評価の内容を踏まえて、改善に向けた具体策を記載してください。 改善が不要である項目は、記載不要です。	
売上高		
売上原価		
経費		
その他		

書式3

年 月 日

売上高内訳書

< 1 年度目 >

産業廃棄物 処理業等	品目	取扱量	単価（円）	売上額（円）
	品目には、売上に占める主な品目を記載してください。	取扱量の単位を記載してください。 （t、m ³ 等）	単価は、今後予定される収集運搬契約の単価の平均額等を基に記載してください。	
	小計	書式1（法人用）の売上高の「産業廃棄物売上高部門」の金額と一致していることを確認してください。		
その他事業	事業内容			売上額（円）
	小計	書式1（法人用）の売上高の「その他売上高」の金額と一致していることを確認してください。		
合計	書式1（法人用）の売上高小計の金額、書式2（個人用）の売上高の金額と一致していることを確認してください。			

< 2 年度目 >

産業廃棄物 処理業等	品目	取扱量	単価（円）	売上額（円）
	建設系廃棄物	〇〇 t	〇〇〇円/ t	〇〇〇〇円
	汚泥	〇〇m ³	〇〇〇円/m ³	〇〇〇〇円
	鉋さい	〇 t	〇〇〇円/ t	〇〇〇〇円
	水銀使用製品産業廃棄物	〇回 （※運搬回数）	〇〇〇円/回	〇〇〇〇円
	小計			
その他事業	事業内容			売上額（円）
	建設業			〇〇〇〇円
	小計			〇〇〇〇円
合計				〇〇〇〇円

< 3 年度目 >

産業廃棄物 処理業等	品目	取扱量	単価（円）	売上額（円）
	建設系廃棄物	〇〇 t	〇〇〇円/ t	〇〇〇〇円
	汚泥	〇〇m ³	〇〇〇円/m ³	〇〇〇〇円
	鉋さい	〇 t	〇〇〇円/ t	〇〇〇〇円
	水銀使用製品産業廃棄物	〇回	〇〇〇円/回	〇〇〇〇円
	小計			
その他事業	事業内容			売上額（円）
	建設業			〇〇〇〇円
	小計			〇〇〇〇円
合計				〇〇〇〇円

< 4 年度目 >

産業廃棄物 処理業等	品目	取扱量	単価（円）	売上額（円）
	建設系廃棄物	〇〇 t	〇〇〇円/ t	〇〇〇〇円
	汚泥	〇〇m ³	〇〇〇円/m ³	〇〇〇〇円
	鉋さい	〇 t	〇〇〇円/ t	〇〇〇〇円
	水銀使用製品産業廃棄物	〇回	〇〇〇円/回	〇〇〇〇円
	小計			〇〇〇〇円
その他事業	事業内容			売上額（円）
	建設業			〇〇〇〇円
	小計		〇〇〇〇円	
合計				〇〇〇〇円

< 5 年度目 >

産業廃棄物 処理業等	品目	取扱量	単価（円）	売上額（円）
	建設系廃棄物	〇〇 t	〇〇〇円/ t	〇〇〇〇円
	汚泥	〇〇m ³	〇〇〇円/m ³	〇〇〇〇円
	鉋さい	〇 t	〇〇〇円/ t	〇〇〇〇円
	水銀使用製品産業廃棄物	〇回	〇〇〇円/回	〇〇〇〇円
	小計			〇〇〇〇円
その他事業	事業内容			売上額（円）
	建設業			〇〇〇〇円
	小計			〇〇〇〇円
合計				〇〇〇〇円

（参考2）優良産業廃棄物処理業者認定制度について

（1）制度の概要

産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者を含む。以下同じ。以下「処理業者」という。）の申請により、産業廃棄物処理業等の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（以下「優良基準」という。）への適合性を審査し認定（以下「優良認定」という。）を行うものです。認定を受けた処理業者については、許可証へ優良認定処理業者の証として「**優良マーク**」が示されるとともに、通常5年の産業廃棄物処理業等の許可の有効期間が7年となります。

<許可証に記載される優良マーク>



また、産業廃棄物処理業等の更新許可申請時や変更許可申請時に優良基準に適合すると認められる場合は、以下に示す書類を省略できます。

- ・ 事業計画の概要を記載した書類（※）
- ・ 直前3年の財務諸表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ・ 定款又は寄附行為

（※）変更許可申請の場合は、「事業計画の概要を記載した書類」については添付の必要があるため、ご注意ください。

（2）申請時期

産業廃棄物処理業の許可の更新申請時

※許可の前倒し更新（現に受けている許可の更新期限の到来を待たずして、許可の更新の申請を行うこと）により優良認定の申請をすることは可能です。ただし、最初の許可を受けてから5年を経過している場合に限ります。

（3）優良基準

- ① 遵法性に係る基準
- ② 事業の透明性に係る基準
- ③ 環境配慮の取組に係る基準
- ④ 電子マニフェストに係る基準
- ⑤ 財務体質の健全性に係る基準

（4）申請書類等

申請書類、申請手続等の優良産業廃棄物処理業者認定制度の詳細については、環境省の「優良産業廃棄物処理業者認定制度運用マニュアル」、三重県の「優良産業廃棄物処理業者認定制度認定取得の手引き」を参照してください。

【優良認定を申請する場合、国の指定機関による事業の透明性に係る基準の「適合証明書」をご活用ください！】

環境大臣の指定を受けた者（※）が発行する『事業の透明性に係る基準の適合についての証明書（以下、適合証明書という。）』を提出することにより、公表情報を掲載したインターネット上のページの写し及び更新履歴を一覧に示した書類を省略することができます。

—— 多量である“公表情報を掲載したインターネット上のページ”を印刷する必要がありません！

（※）令和2年9月23日付環境省告示第74号により、公益財団法人産業廃棄物処理振興財団（以下、財団という。）が環境大臣の指定を受けました。財団においては、適合証明書の申請者について、インターネットによる公表状況及び公表内容を確認し、基準に適合していれば、申請者に対してPDFデータで適合証明書が発行されます。

ただし、「産廃情報ネット-さんばいくん」を利用して、事業の透明性に係る基準に基づく公表情報を作成・公表していることが必要です。この他、財団の適合証明サービスを利用するにあたっての諸条件については、財団へお問い合わせください。

<図. 事業の透明性の基準適合証明書の例>

<表. 適合証明書を提出する場合の添付書類>

1	適合証明書
2	特定不利益処分を受けていないことの誓約書
3	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類 — ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証
4	電子マニフェストシステム加入証
5	国税（法人税及び消費税）及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
6	三重県に納付すべき都道府県税の納税証明書
7	三重県内の市町に納付すべき市町村税の納税証明書
8	三重県内に設置している事務所・事業場についての納付すべき社会保険料・労働保険料を滞納していないことを証する書類
※	三重県内に事務所・事業場を設置していない場合には、6～8に代えて、その旨の申立書

適合証明書を提出することなく、以下のとおり「事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類」を添付して申請することは可能ですが、当県が自ら審査を行いますので、他都道府県等で既に優良認定を受けている場合であっても、必ずしも優良認定を受けることができるとは限りませんので、あらかじめご承知おきください。

〔新たに優良認定の申請をする場合〕

- ・申請日の6ヶ月前及び申請時における該当ホームページの写し（※）
- ・更新履歴を一覧に示した書類

〔優良認定の更新の申請をする場合（既に優良認定を受けた者が再度、優良認定の申請をする場合）〕

- ・前回の優良認定を受けた日及び今回の申請時における該当ホームページの写し（※）
- ・更新履歴を一覧に示した書類

（※）自社ホームページで公表している場合は、前回の優良認定を受けた日から今回の申請時まで更新した該当ホームページの写しを追加で添付する必要があります。

(参考3) PCB廃棄物の収集運搬に係る許可申請書添付書類について

特別管理産業廃棄物である高濃度PCB廃棄物又は低濃度PCB廃棄物の収集運搬業許可を取得しようとする場合は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等に係る収集運搬業の許可方針」を参照のうえ、許可申請書に下記の書類を添付してください。

なお、更新申請においても、当該書類は省略せずに添付してください。

(1) 高濃度PCB廃棄物の場合

- 1 運搬車両・運搬容器の写真
- 2 運搬容器の構造図及び性能検査済証（検査成績書）
- 3 応急措置設備、器具等のリスト及び写真
- 4 緊急時対応マニュアル
- 5 緊急連絡網
- 6 車両に備え付けた連絡設備（GPS）の機能等の概要を記載した書面及び写真
- 7 「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」修了証（写）
（注）作業従事者全員分が必要です。
- 8 運搬経路を示した書面
- 9 関係自治体のPCB廃棄物に係る収集運搬業許可証（写）
- 10 中間貯蔵・環境安全事業（株）PCB処理事業所の入門許可証（写）
- 11 中間貯蔵・環境安全事業（株）PCB処理事業所の入門許可車両証（写）
- 12 豊田市との間で締結した環境保全協定書（写）
（※中間貯蔵・環境安全事業（株）豊田事業所へ搬入する場合に必要です。）

(2) 低濃度PCB廃棄物に限定する場合

- 1 運搬車両・運搬容器の写真
- 2 応急措置設備、器具等のリスト及び写真
- 3 緊急時対応マニュアル
- 4 緊急連絡網
- 5 車両に備え付けた連絡設備の概要を記載した書面及び写真
- 6 「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」修了証（写）
（注）作業従事者全員分が必要です。

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届について

1 変更届の提出方法

I 県内業者の場合（県内に事務所、事業場を有する業者の場合）

正本1部、副本1部（届出書を受理した後に返却します。）を管轄する地域防災総合事務所（または地域活性化局）環境室へ提出してください。

II 県外業者の場合（県内に事務所、事業場を有していない業者の場合）

正本1部、副本1部（届出書を受理した後に返却します。）を県庁環境生活部環境共生局廃棄物対策課へ提出してください。

変更届は、変更日から**10日以内（商業登記簿謄本の添付を必要とする場合は30日以内）**に提出してください。遠隔地等で郵送する場合は、副本の返信用封筒（送付先を記入し、副本重量分の切手を貼付したもの）を同封してください。

2 変更届添付書類

変 更 事 項	添 付 書 類
氏名又は名称	<法人の場合> ①定款又は寄附行為 ②商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
	<個人の場合> ①住民票（本籍地記載のもの） ②精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
住所	<法人の場合> ①商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ②変更後の事務所及び事業場の付近の見取図 注）②は、事務所及び事業場に変更がある場合に添付すること。
	<個人の場合> ①住民票（本籍地記載のもの） ②変更後の事務所及び事業場の付近の見取図 注）②は、事務所及び事業場に変更がある場合に添付すること。
事務所及び事業場の所在地	変更後の事務所及び事業場の付近の見取図
役員（代表者を含む。）	①役員株主等新旧対照表【様式7】 ②商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ③役員の住民票（本籍地記載のもの） ④役員の精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 注）③④は、新たに追加された者のみ添付すること。
株主又は出資者	<株主又は出資者が法人の場合> ①役員株主等新旧対照表【様式7】 ②株主又は出資者の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 注）②は、新たに追加された法人のみ添付すること。
	<株主又は出資者が個人の場合> ①役員株主等新旧対照表【様式7】 ②株主又は出資者の住民票（本籍地記載のもの） ③株主又は出資者の精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 注）②③は、新たに追加された者のみ添付すること。

政令で定める使用人	①役員株主等新旧対照表【様式7】 ②使用人の住民票（ 本籍地記載のもの ） ③使用人の精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 注）②③は、新たに追加された者のみ添付すること。 政令使用人の新任の場合は、 政令使用人であることの申立書（任意様式） を提出してください。
法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）	<法定代理人が法人の場合> ①役員株主等新旧対照表【様式7】 ②法定代理人の商業登記簿謄本（ 履歴事項全部証明書 ） ③法定代理人の役員の住民票（ 本籍地記載のもの ） ④法定代理人の役員の精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 注）③④は、新たに追加された者のみ添付すること。
	<法定代理人が個人の場合> ①役員株主等新旧対照表【様式7】 ②法定代理人の住民票（ 本籍地記載のもの ） ③法定代理人の精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものは除く。）並びにその設置場所及び構造又は規模（収集運搬車両）	①運搬車両一覧表【様式8】 ②運搬車両の写真【様式2】 ③自動車検査証の写し （電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項を添付） ④借入車両の場合はその賃貸借契約書等の写し 注）②③④は、新たに追加された運搬車両のみ添付すること。
住所・法人名・代表者の変更により、許可証の書換えを希望される場合は、書換え前の許可証（原本）を返納する必要がありますので、 届出時又は書換え後の許可証の交付までに、旧許可証を返納してください。 なお、旧許可証を後日返納する場合は、 届出時に許可証の写しを添付してください。 また、旧許可証を郵送で返納する場合は、返納後に新しい許可証を交付します。 郵送による許可証の送付を希望される場合、 530円分の切手 を貼った返信用封筒（簡易書留）又は レターパックプラス をご提出ください。	

（※）商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、住民票、登記事項証明書（登記されていないことの証明書：東京法務局が交付する成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する書類。以下同じ。）等、**発行日のある添付書類については届出日以前3ヶ月以内に発行された最新の情報のものを添付してください。**

なお、これらの書類は、原本を提示していただくことで、写しによる提出を可とします。（原本の郵送での返却を希望される場合は、必要な分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。）

（※）「精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」として、**登記事項証明書（登記されていないことの証明書）**を添付してください。これによらない場合、医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。

（※）自動車検査証等の所有者と使用者が異なり、申請者が当該車両を**使用者から借入する場合は、当該所有者と使用者間の賃貸契約等において、転貸が禁止されていないことが確認できる書類**の提出を求めることがあります。

産業廃棄物処理業~~廃止~~届出書
変更

令和 年 月 日

三重県知事 殿

届出者 〒514-8570

住 所 三重県津市広明町13番地

ふりがな みえけんかんきょうぶ

氏 名 株式会社三重県環境部

代表取締役 三重 太郎

電話番号 059-0000-0000

代理人 住 所 三重県〇〇市〇〇町〇番地

氏 名 行政書士 伊勢 次郎 職印

電話番号 059-0000-0000

〇〇年〇〇月〇〇日付け第024……号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について~~廃止~~したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	法人名の変更 株式会社三重県環境部 運搬施設の変更 別紙運搬車両一覧表のとおり	株式会社三重県

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

※法定代理人、役員(代表者を含む)、株主又は出資者、政令で定める使用人の変更の場合は、この欄へ追加になった者のみ記載してください。

廃止又は変更の理由	法人名の変更、運搬施設の変更
-----------	----------------

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日)以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

特別管理産業廃棄物処理業~~廃止~~届出書
変更

令和 年 月 日

三重県知事 殿

届出者 〒514-8570
住 所 三重県津市広明町13番地
ふりがな みえけんかんきょうぶ
氏 名 株式会社三重県環境部
代表取締役 三重 太郎
電話番号 059-0000-0000
代理人 住 所 三重県〇〇市〇〇町〇番地
氏 名 行政書士 伊勢 次郎 職印
電話番号 059-0000-0000

〇〇年〇〇月〇〇日付け第024……号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る以下の事項について ~~廃止~~ したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。)	役員、株主、政令使用人の変更 別紙役員・株主等新旧対照表のとおり	

変更した事項の内容(規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
※法定代理人、役員(代表者を含む)、株主又は出資者、政令で定める使用人の変更の場合は、この欄へ追加になった者のみ記載してください。		
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
みえ じろう 三重 次郎	S43.12.11	愛知県名古屋市中区〇〇〇丁目〇番〇号
	取締役	三重県津市広明町13番地
みえ さぶろう 三重 三郎	S46.1.23	三重県津市広明町13番地
	〇〇支店長・株主	三重県津市〇〇町〇〇番地

廃止又は変更の理由	役員の改選による。株式譲渡による。支店長の新任による。
-----------	-----------------------------

備考
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の23第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日)以内に提出すること。
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

役員・株主等新旧対照表					
新（変更後）			旧（変更前）		
役職名	ふ り が な 氏 名	変更の 内 容	役職名	ふ り が な 氏 名	変更の 内 容
代表取締役	みえ たろう 三重 太郎		代表取締役	みえ たろう 三重 太郎	
取締役	みえ じろう 三重 次郎	新任	取締役	みえ はなこ 三重 花子	監査役へ
監査役	みえ はなこ 三重 花子	取締役から	監査役	みえ いちろう 三重 一郎	退任
株主	みえ たろう 三重 太郎	50%	株主	みえ たろう 三重 太郎	50%
株主	みえ じろう 三重 次郎	25%	株主	みえ じろう 三重 次郎	50%
株主	みえ さぶろう 三重 三郎	25%			
政令使用人 （〇〇支店 長）	みえ さぶろう 三重 三郎	新任			

役員の他に、株主等の変更があった場合には、
 新旧対照表内で役員の変更と株主等の変更が
 明確に分かるように記載してください。

※政令使用人の新任の場合は、政令使用人であることの
 申立書（任意様式）を提出してください。

※注意事項

- ① 役員（監査役を含む）、5%以上の株主・出資者、政令第6条の10で定める使用人、法定代理人の変更内容を記載すること。
- ② 氏名には必ずふりがなを記載すること。
- ③ 新・旧の欄には、変更後・変更前のすべての役員等を記載すること。
- ④ 変更の内容欄には、新任・退任の別を記載すること。

様式 8

記載例

運搬車両一覧表

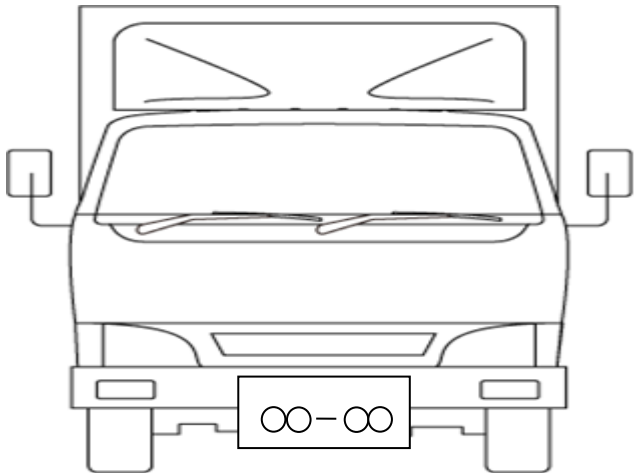
	車体の形状	自動車登録番号又は車両番号	変更の内容
1	キャブオーバ	三重 1 0 0 あ 1 1 1 1	
2	バン	三重 4 0 0 い 2 2 2 2	廃止
3	タンク車	三重 8 0 0 う 3 3 3 3	
4	脱着装置付きコンテナ専用車	三重 8 0 0 え 4 4 4 4	廃止
5	ダンプ	三重 8 0 0 お 5 5 5 5	
6	バン	三重 4 0 0 か 6 6 6 6	追加
7	ダンプ	三重 8 0 0 き 7 7 7 7	追加
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

※注意事項

- ① 一覧には、変更のない車両（引き続き使用している車両）を含めたすべての車両を記載すること。
- ② 車体の形状には自動車検査証の「車体の形状」を記載すること。
- ③ 変更の内容欄には追加・廃止の別を記載すること。（変更のない車両については、空欄とすること。）

様式2

運搬車両の写真

自動車登録番号又は 車両番号	三重400か6666
前 面 写 真	写真を貼付 (自動車登録番号又は車両番号が確実に読みとれること)  ※写真の縦横比は 変更しないでく ださい。
	側 面 写 真

(特別管理) 産業廃棄物処理業に係る特定欠格要件該当届について

1 届出書の提出先及び提出部数

I 県内業者の場合（県内に事務所、事業場を有する業者の場合）

正本1部、副本1部（届出書を受理した後に返却します。）を管轄する地域防災総合事務所（または地域活性化局）環境室へ提出してください。

II 県外業者の場合（県内に事務所、事業場を有していない業者の場合）

正本1部、副本1部（届出書を受理した後に返却します。）を県庁環境生活部環境共生局廃棄物対策課へ提出してください。

遠隔地等で郵送する場合は、返信用封筒（送付先を記入し、副本郵送分の切手を貼付したもの）を同封してください。

2 届出の義務

本届出は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第4項の規定に基づく場合は下記の特定欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に、同法第7条の2第5項の規定に基づく場合は遅滞なく、届け出ることが義務付けられています。

この義務に違反した場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

なお、下記特定欠格要件に該当するに至った場合、本届出に先立って廃業の届出を行っても本届出の義務は免れられませんので、廃業の届出のみを行って、下記特定欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に又は遅滞なく本届出を行わなかった場合も届出義務違反となり、上記罰則の対象となります。

3 特定欠格要件

≪法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第4項の規定に基づく場合≫

・申請者が下記の欠格要件のいずれかに該当するに至った場合。

条項	説明
法第14条第5項第2号 イ （法第7条第5項第4号イ又はチに係るものを除く。）	法第7条第5項第4号ロからトまでのいずれかに該当する者
法第7条第5項第4号 ロ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
法第7条第5項第4号 ハ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
法第7条第5項第4号 ニ	この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
法第7条第5項第4号 ホ	法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（同法内において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人の場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号により取消された場合を除く。）は、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
法第7条第5項第4号 ヘ	法第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（同法内において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物もしくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

法第7条第5項第4号 ト	へに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物もしくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
法第14条第5項第2号 ハ （法第7条第5項第4号イ若しくはチ又は法第14条第5項第2号ロに係るものを除く。）	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が同号イに該当するもの
法第14条第5項第2号 ニ （法第7条第5項第4号イ若しくはチ又は法第14条第5項第2号ロに係るものを除く。）	法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに同号イに該当する者のあるもの
法第14条第5項第2号 ホ （法第7条第5項第4号イ若しくはチ又は法第14条第5項第2号ロに係るものを除く。）	個人で政令で定める使用人のうちに同号イに該当する者のあるもの

《法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第5項の規定に基づく場合》

・申請者、法定代理人、役員又は使用人が法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者（精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者）に該当するに至った場合。具体的には、事故等により重度の知的障害や精神障害を負った場合など。

条項	説明
法第14条第5項第2号 イ （法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）	法第7条第5項第4号イに該当する者
法第7条第5項第4号 イ	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの（精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
法第14条第5項第2号 ハ （法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が同号イに該当するもの
法第14条第5項第2号 ニ （法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）	法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに同号イに該当する者のあるもの
法第14条第5項第2号 ホ （法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）	個人で政令で定める使用人のうちに同号イに該当する者のあるもの

(特別管理) 産業廃棄物処理業に係る特定欠格要件該当届出書

令和 年 月 日

三重県知事 殿

届出者 〒514-8570
住 所 三重県津市広明町13番地
ふりがな みえけんかんきょうぶ
氏 名 株式会社三重県環境部
代表取締役 三重 太郎
電話番号 059-0000-0000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項(第14条の5第3項)において準用する同法第7条の2第4項(第7条の2第5項)の規定により、欠格要件に該当するに至ったので、下記のとおり届け出ます。

記

許可の年月日及び許可番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 第024〇〇〇〇〇〇〇〇号
該当するに至った欠格要件	法第14条第5項第2号 イ ハ ㊦ ホ (いずれかを○で囲む)
当該欠格要件に該当するに至った具体的事由	当社役員のうち1名が傷害の罪に問われ、令和〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇裁判所において有罪の判決を受け、刑が確定した。
当該欠格要件に該当するに至った年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

(備考)

- 1 該当するに至った欠格要件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第14条第5項第2号のイ(法第7条第5項第4号のイ又はチに係るものを除く。)又は第14条の5第3項第2号のハからホまで(同法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は第14条第5項第2号のロに係るものを除く。)のうち該当するに至ったものを記入すること。
- 2 法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第5項の規定による届出にあっては、「許可の年月日及び許可番号」の欄のみ記入し、欠格要件に該当するに至ったことが確認できる書類を添付すること。
- 3 この届出書は、法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第4項の規定による届出にあっては欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に、法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第5項の規定による届出にあっては欠格要件に該当するに至った後遅滞なく提出すること。